

令和6年能登半島地震により被災した世帯の皆様へ
生活福祉資金貸付制度のご案内

特 例 貸 付
福祉資金

住宅の補修・保全等の経費、災害による臨時的に必要な経費

貸 付 内 容

○対象世帯

- 令和6年能登半島地震による被災により、災害救助法の適用となった地域及び被災したため特例措置が必要な地域として新潟県知事が設定した地域に住所を有し、住宅の補修・保全等のための経費、災害を受けたことにより臨時に必要な経費（被災した住宅の復旧及び家財の購入等）を必要とする低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯
- 本特例措置の貸付対象の前提となる地域から新潟県へ避難した者のうち、今後、県内に当分の間（1月程度以上を目安）居住し、継続的に連絡が取れることが見込まれる者で本特例措置による貸付が必要と認められる低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯
※1世帯あたり1回のみでの貸付です。なお、審査の結果、貸付できない場合もあります。
※本貸付は他制度・他金融機関優先となります。

※収入基準額

| 世帯人員 | 市町村 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 加算額 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 低所得世帯 | 新潟市・長岡市 | 163,000 | 236,000 | 288,000 | 362,000 | 417,000 | 469,000 | 58,000 |
| | その他の市町村 | 141,000 | 206,000 | 253,000 | 322,000 | 372,000 | 418,000 | 52,000 |
| 高齢者世帯 | 新潟市・長岡市 | 222,000 | 319,000 | 427,000 | 509,000 | 602,000 | 686,000 | 85,000 |
| | その他の市町村 | 191,000 | 279,000 | 376,000 | 450,000 | 535,000 | 612,000 | 76,000 |

○貸付限度額

- 住宅の補修・保全等の経費：250万円以内
- 災害臨時経費：150万円

○据置期間 2年以内

○償還期間 据置期間経過後20年以内

○貸付利子 保証人がいる場合：無利子 保証人がいない場合：年1.5%

○実施主体 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

持参いただくもの

- 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、障がい者手帳等）
- 住民票謄本
- 世帯全員の収入証明書
- 工事内容・見積明細書・平面図、現況写真等
- 不動産の所有していることがわかる書類（登記事項証明書又は固定資産税課税台帳）
- （借家等の場合）家主の承諾書
- （災害臨時経費の場合）罹災証明書

〈令和6年3月26日〉

申込先

○住所を有する市町村社会福祉協議会又は避難をしている避難所等が所在する市町村社会福祉協議会

貸付期間

○令和6年1月12日 ～ 当分の間